

## 市民のみなさまへ

# 公共施設（公民館等）利用制限の緩和について

茨城県による段階的緩和が示され、現在の状況が継続されれば、6月8日以降はステージ1に移行されることが予定されています。これに伴い、守谷市では公共施設の利用制限を緩和します。

## 〔1〕緩和予定日

施設名	緩和予定日
各公民館（中央公民館ホールを除く）、東板戸井集会所、市民交流館、国際交流研修センター、文化会館、保健センター	6月8日(月)
もりや学びの里	6月9日(火)

## 〔2〕全施設共通事項

- （1） 「公共施設利用誓約書（新型コロナウイルス感染症対策チェックシート）」及び「施設利用者報告書」を記入し、提出ください。提出いただけない場合や利用者が特定できない催し（セミナーや講演会等）については、ご利用をお断りさせていただきます。  
※ 公共施設利用誓約書及び施設利用者報告書は、市HPからダウンロードできます。
- （2） 施設の利用にあたっては、利用者間で十分な距離（1.5m～2m程度）を保ち、密集を避けてください。目安として、各部屋定員の2分の1以下でご利用ください。
- （3） 手洗い及び部屋や物品の消毒・換気の徹底、飛沫飛散防止のためマスクの着用にご協力をお願いします。
- （4） 発熱や風邪等の症状がある方、体調不良の方が参加することのないようご注意ください。
- （5） 利用者は、6月18日までは県内居住者のみとします（在勤・在学不可）。6月19日以降は、県外の方もご利用いただける予定です。  
※ 東板戸井集会所、市民交流館、もりや学びの里、国際交流研修センターについては、利用者の7割以上が市民又は在勤・在学の方という利用条件があります。
- （6） 調理室及びバーベキュー施設は、調理の際にトンゴや包丁等の共有を避けるとともに、飲食による飛沫飛散防止のため、喫食される際は、「横並びに座る」、「料理は個々に」等にご協力をお願いします。
- （7） 窓がない等、十分に換気ができない部屋については利用を休止させていただきます。
- （8） 利用時間は、最大2時間までとします（バーベキュー施設は4時間まで）。

### [3] 緩和内容

会話・発声・高唱や接触を伴う活動，呼気が激しくなる活動，対面における活動は，感染リスクが高まります。マスクを着用する，人と人との接触を避ける，十分な距離を確保する，定期的に換気する（30分毎），手洗い・消毒を徹底する，道具の共用を避ける等，感染リスクを下げる工夫をすることで利用することができます。

#### ■ 利用制限が緩和できる活動内容（例）

- ①卓球，スポーツ吹矢などのスポーツレクリエーション等
- ②ダンス，リトミック，ヨガ等
- ③空手，柔道，剣道，合気道，少林寺拳法，太極拳等
- ④囲碁，将棋，麻雀
- ⑤吹奏楽，太鼓，合唱，カラオケ，詩吟等
- ⑥調理

#### ■ 感染リスクを下げる工夫

- ①十分な距離（1.5m～2m）を確保し，対面を避けてください。
  - ②対面になる場合は，真正面を避け，必要に応じてフェイスシールド等の着用をお願いします。
- ※道具の共用はできるだけ避け，共用するものは消毒の徹底をお願いします。

### 備品等の消毒について

各施設において，備品等を使用する際は，その前後に消毒液での拭き取りをお願いいたします。

なお，市では除菌水の無料配布を行っておりますので，ぜひご活用ください。

※ 窓口申請時にペットボトル等の容器をご持参いただければ，除菌水を配布いたします。

#### 【問い合わせ先】

##### ◇ 各公民館に関すること

中央公民館	0297-48-6731
郷州公民館	0297-48-6711
高野公民館	0297-45-5411
北守谷公民館	0297-47-0111

##### ◇ 学びの里，東板戸井集会所，市民交流館，国際交流研修センターに関すること

守谷市役所市民協働推進課	0297-45-1111（内線133，134）
予約直通電話	0297-45-0271

##### ◇ 文化会館に関すること

守谷市文化会館	0297-48-7911
---------	--------------

##### ◇ 保健センターに関すること

保健センター	0297-48-6000
--------	--------------